

企画提案書作成要領

1 企画提案書等の記載事項等

- (1) 企画提案書は1提案者につき1提案とし、鳥取県児童虐待防止啓発業務委託企画提案書（様式1）（以下「企画提案書」という。）、確認書（別紙）、会社・団体等概要（様式自由）、経費見積書（様式自由）を書面により提出すること。
- (2) 企画提案書には、リーフレット等のデザイン案を含む具体的な広報計画を鳥取県児童虐待防止啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）6の業務ごとに記載することとし、その他の内容、必要書類の詳細は企画提案書に記載のとおりとする。ただし、仕様書6（1）に定めるリーフレットのデザイン案については、実際に作成する予定の大きさ、色で作成したものを提出すること。
- (3) 経費見積書については、仕様書6の業務ごとに記載すること。

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出部数：各6部（正本1部、副本（写し）5部）とする。
- (2) 提出規格：A4版縦（A3版の折込可）の規格により製本すること。なお、仕様書6（1）に定めるリーフレットのデザイン案については、実際に作成する予定の大きさ、色で作成したものを提出すること。
- (3) 提出方法：本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、本書に基づき企画提案書等を作成し、持参又は送付すること。
なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。
- (4) 提出期間及び時間：令和7年5月12日（月）から同年6月16日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、令和7年6月16日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

3 提出先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1
鳥取県子ども家庭部家庭支援課児童養護・DV 室
電 話 0857-26-6150 ファクシミリ 0857-26-6151
電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

4 質問の受付

質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和7年5月12日（月）から同月22日（木）午後5時までに3の提出先に、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。なお、ファクシミリでの提出の場合、3の提出先に電話により必ず連絡すること。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて令和7年5月28日（水）午後5時までにインターネットの鳥取県子ども家庭部家庭支援課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/255796.htm>)に掲載して回答する。

また、訪問や電話による質問は原則として受け付けない。

(様式1)

鳥取県児童虐待防止啓発業務委託企画提案書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提案者 住 所
商号 又は 名称
代表者職・氏名

下記のとおり鳥取県児童虐待防止啓発業務委託企画提案書及び関係書類を提出します。

記

1 連絡先

担当者 職・氏名			
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

2 企画提案内容（様式は全て任意）

- （1）鳥取県児童虐待防止啓発に係る広報計画、スケジュール、経費見積書
- （2）提案者の概要、類似の業務実績、選任を予定する業務処理責任者の氏名、業務の実施体制（業務の一部の再委託を予定する者又は業務に関する助言等を受けることを予定する者がいる場合は、その者も含めて記載すること）

3 見積金額

下記の注意事項に従った見積書を作成してください。

- （1）見積書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- （2）見積者は、見積書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、見積金額は、訂正できない。
- （3）見積書は、経費内訳が分かる内容であること。
- （4）見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて課税業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

例：見積金額 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）

(別 紙)

確 認 書

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県児童虐待防止啓発業務委託公募型プロポーザルに参加したいので、鳥取県児童虐待防止啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加を申し込みます。

なお、以下の1から3について相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者又はその業種区分の登録申請中の者であります。
 - (1) イベント・広告・企画の広告・広報
 - (2) イベント・広告・企画のイベント企画・運営
- 3 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。

また、この調達の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、契約を無効にされても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス